

## 微小粒子状物質(PM2.5)における注意喚起及び注意喚起解除の判断基準

物質名	注意喚起の基準	注意喚起の解除の基準
微小粒子状物質	<p>暫定的な指針: 日平均値が<math>70\mu\text{g}/\text{m}^3</math>を超えるとされた場合 判断基準:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の測定局において、午前5時から7時における濃度の1時間値の平均が1地点でも<math>85\mu\text{g}/\text{m}^3</math>を超えた場合</li> <li>2 県内の測定局において、午前5時から12時における濃度の1時間値の平均が1地点でも<math>80\mu\text{g}/\text{m}^3</math>を超えた場合</li> </ol> <p>※ ただし、測定機の異常又は局所的な要因によるものと判断された場合を除く</p>	<p>予想注意喚起後に濃度が減少し、県内の全測定局において日平均値が<math>70\mu\text{g}/\text{m}^3</math>を超えないと判断された場合 判断基準:</p> <p>県内の全測定局において、同時刻の1時間値が2時間連続して<math>50\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下となった場合</p>